

(2)

## 卒業・進級判定基準

(卒業の認定方法の策定・公表・適切な実施に係る取組みの概要)

全学科、学生便覧にて卒業認定要件を示し、卒業判定会議で学校長の確認・決定の上、認定している。

(卒業、課程修了の認定)

学則第24条

校長は、第10条に定める授業科目の成績評価及び卒業判定会議の審議に基づき課程の修了を行う。

2 校長は、所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者は、卒業証書(別紙様式1)並びに高度専門士又は専門士称号授与書(別紙様式2)を授与する。

3 柔道整復科の教育課程のうち、スポーツ選択科目については単位認定は行うが卒業要件には該当しない。また、柔道整復科Ⅰ部柔整スポーツコースのみスポーツ選択科目を履修することができる。

4 理学療法科Ⅰ部及び視能訓練科の教育課程のうち、選択科目については単位認定は行うが、卒業要件には該当しない。

## 卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
専門士	文化・教養専門課程	スポーツ科学科
専門士	文化・教養専門課程	こども保育科
専門士	医療専門課程	柔道整復科Ⅰ部
専門士	医療専門課程	視能訓練科
高度専門士	医療専門課程	理学療法科Ⅰ部